

(川崎地区) 堤防ができるまで

令和元年6月時点

※あくまで計画であり、変更となる可能性があります。

1 堤防の計画 (河川整備計画)

洪水や高潮などの状況を調査し、地域に必要な堤防について計画します。



現在

平成30年10月4日計画説明

2 計画の説明 (土地立入了解)

計画が決まると、現地調査のために関係者へ説明を行い、現地調査の協力を求めます。



3 測量・地盤調査

堤防を作るために必要な資料の収集・調査・図面の作成を行います。



4 堤防の設計

測量図面や収集した資料を元に堤防や水門等の設計を行います。



5 設計の説明

関係する方に堤防の設計(規模・範囲)について説明を行い、設計や用地測量・調査の協力を求めます。



6 用地巾杭設置

設計に基づき堤防工事に必要な用地の範囲を示す杭を打設します。



7 用地の調査

堤防工事に必要な土地、建物の調査を行い、地権者立ち会いのもと、用地境界等の確認を行います。



8 用地価格の説明 (契約・支払い)

用地調査結果をもとに地権者と価格等について説明を行い、契約合意を得た後、補償金の支払いを行います。



9 工事の説明

工事の方法、期間などの説明を行います。



10 工事

設計に基づき堤防や水門を作ります。



11 堤防の完成

計画から工事まで色々な方の協力によって堤防ができあがります。



4

7

10